

主任介護支援専門員研修を修了された方へ

主任介護支援専門員については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第265号）の一部改正に伴い、**主任介護支援専門員研修の修了証に有効期間が設けられること**になりました。

これに伴い、下記のとおり一部変更がありますので、御確認ください。

記

1 「主任介護支援専門員」の取り扱いについて

「主任介護支援専門員」に有効期間が設けられることになりました。

平成26年度までに「主任介護支援専門員研修」を修了した方は、下記のとおり**経過措置**が設けられております。

平成27年度以降の修了者は、「**主任介護支援専門員研修**」修了日から**5年間が有効**です。
＜平成28年4月末現在、千葉県では約1850名の主任介護支援専門員が登録をされております。研修受講人数には定員があるため、余裕をもって受講されるようお願いします＞

主任介護支援専門員研修の 修了年度	主任介護支援専門員の有効期間	主任介護支援専門員更新研修を 受講する目安
平成18年度から平成23年度 までに修了した者	<u>平成31年3月31日まで</u>	<u>平成28年度～平成30年度</u>
平成24年度から平成26年度※ までに修了した者	<u>平成32年3月31日まで</u>	<u>平成29年度～平成31年度</u>
平成27年度に修了した者 (研修修了日：平成28年2月9日)	平成33年2月8日まで	平成31年度、平成32年度
平成28年度に修了した者 (研修修了日：平成29年2月26日)	平成34年2月25日まで	平成32年度、平成33年度

※平成26年度に主任介護支援専門員研修を修了した方については、平成29年3月31日付け厚生労働省令第48号により、主任介護支援専門員の有効期間が変更となり、経過措置対象者となりました。

2 「主任介護支援専門員更新研修」について

主任介護支援専門員が資格を更新するために、平成28年4月1日から「主任介護支援専門員更新研修」が導入されることになりました。

「主任介護支援専門員更新研修」の対象者は、「主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者」になります。

なお、対象者の要件（詳細）については、下記のとおりで、**研修時には指導事例（主任介護支援専門員として介護支援専門員に対する指導）の提出が必要**になります。

このため、千葉県では、現在、千葉県内で主任介護支援専門員として役割を担っている方を対象として実施します。

なお、「主任介護支援専門員更新研修」を受講した主任介護支援専門員は、「介護支援専門員の更新研修」を受講した者とみなされます。（自動更新ではないので手続きが必要です）

『主任介護支援専門員更新研修』について一部抜粋（全文は、介護保険法最新情報 vol. 591 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正についてを御覧ください）

<『主任介護支援専門員更新研修実施要綱』より抜粋>

○目的：

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

○対象者：

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

【注意】

現時点で国から示されている情報を元に記載しています。

変更が生じた際には、県ホームページ等で周知させていただきますのでご了承ください。

国で示されている要綱以外に、千葉県で受講要件を設定しております。

受講要件は、各年度で見直し（個別要件が変更・追加になる等）が行われる可能性がありますので、受講申込の際には「千葉県主任介護支援専門員更新研修 開催案内」により、確認をお願いします。